

○田川地区消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例施行規則

〔平成 26 年 3 月 27 日〕
組 合 規 則 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、田川地区消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成 26 年福岡県田川地区消防組合条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(消防署長の資格の基準に係る教育訓練等)

第 2 条 条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する管理者が定める教育訓練の区分及び期間は別表のとおりとする。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

管理者が定める教育訓練及び期間	
幹部科	4 月
上級幹部科	2 月
警防科	4 月
救助科	4 月
救急科	4 月
予防科	4 月
危険物科	2 月
火災調査科	4 月